

令和8年度 八重瀬町幼児教育・保育の無償化の現況(継続)確認及び 新規給付認定申請について!

特定子ども子育て支援施設等の利用者が無償化給付認定(施設等利用給付認定)を受けている場合は、**毎年度**保育の必要性の確認が必要です。

* 現況(継続)確認書類の提出がない場合は、無償化給付を受けることができません。

*** 令和8年度認可保育施設等に申込みをしている場合、子育てのための施設等利用給付認定(無償化対象)の手続き書類として利用することができます。**
下記受付期間までに、児童家庭課へ連絡(電話等)をお願いします。

特定子ども子育て支援施設等とは

認可外保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外事業所内保育施設、未移行幼稚園、預かり保育事業(認定こども園等)、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を行っている事業及び施設です。

※対象者・保育料 *認可保育所、認定こども園(2,3号認定)、地域型保育事業所(小規模保育、事業所内保育等)、企業主導型保育事業所を利用していない者。

対象者(4月1日時点の年齢)*1	保育料
3歳児～5歳児クラス 【子育てのための施設等利用給付認定 第2号】	月額37,000円まで無償 *預かり保育の場合は、月額11,300円まで無償
市町村民税非課税世帯の0歳児～2歳児クラス 【子育てのための施設等利用給付認定 第3号】	月額42,000円まで無償 *預かり保育の場合は、月額16,300円まで無償

※子育てのための施設等利用給付認定の申請手続きについて

各期間、*土・日・祝日を除く、8:30～17:15の間。(12:00～13:00を除く)

現況(継続)受付期間：**令和8年2月9日(月)～3月31日(火)**

新規受付期間：**特定子ども子育て支援施設利用開始前までに**

手続先：**八重瀬町役場 児童家庭課**

提出書類 ・様式については、児童家庭課及び町HPにて取得して下さい。
①子育てのための施設等利用給付認定申請書(現況届及び新規)
②保育の必要性を証明する書類(勤務証明書等)
③理由書(特定子ども子育て支援施設等のみに申込をしている方)

※支払い方法は、償還払い及び法定代理受領となります。

*支払い方法については、各利用施設に問い合わせ下さい。

○償還払い



○法定代理受領(現物給付)